

市税の納め忘れは
ありませんか？

市税は、市民の皆さんが安心して暮らしていくための貴重な財源です。多くの方が納期限までに納付されていますが、納付が遅れると財政運営に支障をきたすほか、きちんと納めた人との間に不公平が生じることになります。

大切な財源確保のため、納期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。

【問】 収納課(古河庁舎) ☎22-5111

～11月・12月は「徴収強化月間」です～

市では11月・12月を「徴収強化月間」とし、督促状や催告書を送付しても納付しない人や納税相談に応じない人、納付の約束を守らない人などに対して、滞納処分(財産の差し押さえ等)を集中的に進めます。納め忘れの人は、納付されますようお願いいたします。

※事情によりやむを得ず納期限内に納付できない人はご相談ください。

～財産差し押さえの例～

<p>給与</p> 	<p>勤務先に給与の支払い等の調査を行います。差し押さえた後、毎月の給与から差押禁止額を除いた金額を、滞納している税金に充当します。</p>	<p>預貯金</p> 	<p>銀行・農協・郵便局等の金融機関に預貯金調査を行います。差し押さえた後、滞納している税金に充当します。</p>
<p>生命保険</p> 	<p>生命保険会社に加入状況の調査を行います。差し押さえた後、解約し、解約返戻金<small>へん戻きん</small>を滞納している税金に充当します。</p>	<p>不動産</p> 	<p>市役所や法務局で所有状況の調査を行います。土地や家屋を差し押さえ、公売等で換価し、滞納している税金に充当します。</p>

～納税相談のお知らせ～

通常の開庁時間のほかに、休日開庁および開庁時間の延長を行っています。

●休日開庁

日時 11月27日(日)、12月25日(日)
午前9時～正午、午後1時～4時

●開庁時間延長

日時 11月24日(木)・25日(金)・28日(月)～30日(水)
12月21日(水)・22日(木)・26日(月)～28日(水)
午後5時15分～7時30分

場所 市役所古河庁舎(1階) 収納課 ※庁舎北側入口よりお入りください。

